

甲州市物品購入等及び業務委託条件付き一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、甲州市が発注する物品購入等及び業務委託（測量、設計、調査等に係る建設関連業務委託を除く。）において実施する条件付き一般競争入札に関し、甲州市財務規則（平成17年11月規則第48号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品購入等 財産の買入れ（印刷製本を含む。）、物件の借入れ、財産の売払い及び物品製造の請負をいう。
- (2) 業務委託 測量、設計、調査等に係る建設関連業務委託を除く、清掃、建物及びその付属設備の維持管理、廃棄物の処理、警備、情報処理その他の役務の提供をいう。
- (3) 通常条件付き一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により市長が一般競争入札に参加する者の必要な資格を定め、当該資格を有する者により入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する条件付き一般競争入札をいう。

(対象となる案件)

第3条 対象となる物品購入等及び業務委託（以下「案件」という。）は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が概ね1千万円以上の案件で一般競争に付することが望ましいと市長が認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる案件については対象としないことができるものとする。

- (1) 政令第167条の2第1項に定める随意契約によることができる案件。
- (2) 対象案件の性質、専門性、地域的特性、目的その他特別の理由により一般競争入札に適さない案件。

3 次の各号に掲げる契約に係る前項の予定価格の算出は、当該各号に掲げる額(消

費税及び地方消費税に相当する額を含む。)を基準とする。

- (1) 賃貸借契約に係るもの 賃貸借期間中の各品目、賃貸借料総額
 - (2) 単価契約に係るもの 契約期間中の各項目、単価、予定数量積算額総額
 - (3) 業務委託の長期継続契約に係るもの 契約期間中の総額
- (入札参加資格)

第4条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、本市の物品製造・役務提供等入札参加有資格者名簿に登載されている者のうち、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項(第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定により、本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 甲州市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成17年12月1日実施)に基づく指名停止を受けている期間中である者でないこと。
- (6) 入札日前6か月以内手形及びに手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (8) 国税、山梨県税、甲州市税について滞納がない者であること。

2 市長は、前項に定めるもののほか必要な入札参加資格を、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 本店又は営業所の所在地に関すること

- (2) 対象案件と同種の案件の実績に関する事
 - (3) 対象案件に配置を予定する技術者及び実績に関する事
 - (4) その他必要と認める事項
- (公告内容等の決定)

第5条 市長は、予算担当部署と協議のうえ前条の入札参加資格のほか、公告の内容その他入札を執行する際の条件等を決定する。

(入札の公告)

第6条 市長は、政令第167条の6の規定に基づき、条件付き一般競争入札の対象案件の特性に応じ入札公告、入札説明書を作成し、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 甲州市役所本庁舎及び勝沼支所、大和支所各庁舎前掲示場での掲示
- (2) 甲州市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載

(入札参加等)

第7条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、甲州市物品購入等及び業務委託条件付き一般競争入札参加申出書（様式第1号）（以下「参加申出書」という。）を公告に示した期限までに提出しなければならない。

2 市長は、入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から所定の期限までに、対象案件に応じて次に掲げる書類の提出を求め、入札参加希望者はこれに応じなければならない。

(1) 物品購入等の場合

ア 甲州市物品購入等及び業務委託一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）

イ 甲州市物品購入等及び業務委託一般競争入札参加資格要件等総括表（様式第3号）

ウ 同種物品購入等納入実績調書（様式第4号）及び納入実績が確認できるものの写し

エ 積算内訳書（入札時に提出。）

オ 一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し（入札時に提出。）

カ その他公告に示した書類

(2) 業務委託の場合

- ア 甲州市物品購入等及び業務委託一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- イ 甲州市物品購入等及び業務委託一般競争入札参加資格要件等総括表（様式第3号）
- ウ 業務実績調書（様式第5号）及び業務実績が確認できるものの写し
- エ 配置予定技術者調書（様式第6号）及びその資格等が確認できるものの写し
- オ 積算内訳書（入札時に提出。）
- カ 一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し（入札時に提出。）
- キ その他公告に示した書類

3 前項における申請書及び書類の提出方法は、公告及び入札説明書に記載するものとする。

（入札参加資格の確認）

第8条 市長は、条件付き一般競争入札に参加しようとする者の入札参加資格の有無について書類審査により確認を行い、その結果を一般競争入札参加資格確認結果通知書により書類提出者に通知する。

2 市長は、前項の審査により入札参加資格が無いと認めた者に対しては、前項の通知にその理由を付すとともに、所定の期限内に入札参加資格が無いと認めた理由について詳細な説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

3 入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認められた理由について詳細な説明を求める場合は、前第3項の通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）以内に、市長に対して一般競争入札参加資格不認定理由説明要請書（様式第7号）の持参により行うものとする。

4 市長は、前項の規定により詳細な説明を求められたときは、審査のうえ原則として前項の入札参加資格が無いと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、詳細な説明を求めた者に対し一般競争入札参加資格不認定理由説明要請回答書により回答するものとする。

5 市長は、前項の審査により、入札参加資格があると認める場合は、第2項の通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて入札参加資格がある旨の通知を行う。

6 第2項の規定により入札参加資格が無いと認められた者は、第4項の規定により入札参加資格が無いと認められた理由について説明を求めたことをもって、入札に係る事務の執行を妨げることはできないものとする。

(設計図書等)

第9条 市長は、物品購入等及び業務委託に係る条件付き一般競争入札に参加するために必要な設計図書等を公告の日から入札の前日までホームページに掲載するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載する内容に制限を加えることができるものとする。

2 設計図書等に対する質問は、公告に示した方法により、原則として設計図書の閲覧を開始した日の翌日から、入札執行日の5日前まで受け付ける。

3 質問に対する回答は、原則として質問書の提出日の翌日から起算して2日後までに、公告に示した方法により入札者全員に対し回答するとともに、供覧を開始し、入札執行日の前日に終了する。

(現場説明会)

第10条 物品購入等及び業務委託に係る条件付き一般競争入札の現場説明会は、原則として実施しないこととする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 物品購入等及び業務委託条件付き一般競争入札の入札保証金及び契約保証金は、財務規則に定めるところによるものとし、納付等については公告において明らかにする。

2 入札保証金等は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合にあっては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後に返還するものとする。

(入札の執行)

第12条 物品購入等及び業務委託に係る条件付き一般競争入札を行う場合、市長は、原則として第10条第2項の質問書の提出期限日の翌日から起算して5日後以降に入札を執行するものとする。

2 物品購入等及び業務委託に係る条件付き一般競争入札の予定価格は、原則として非公表とし、入札の執行回数は2回とする。

3 入札した結果、入札参加者が1者の場合であっても、当該参加者が失格又は入

札が無効となるものでないときは、入札は成立したものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、最低入札参加者数を確保する入札にあつては、入札公告にその旨を明示するものとし、当該入札において最低入札参加者数が確保できない場合は、当該入札を中止することができるものとする。

(入札の無効)

第 13 条 公告に掲げた入札参加資格のない者のした入札、申請書または書類に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 2 市長から入札参加資格のあることを通知された者であっても、確認後、入札までの間にその要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

(開札の立会い)

第 14 条 入札参加者が開札に立ち会わないとき又は郵便による入札のときは、施行令第 167 条の 8 第 1 項の規定により当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(落札者の決定等)

第 15 条 市長は開札した後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(契約の確定)

第 16 条 条件付き一般競争入札の執行後、市長と落札者の双方が契約書に記名押印したときに契約が確定する。

- 2 落札者が契約締結までの間に対象業務の入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第 17 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例(平成 17 年条例第 50 号)の規定により市議会の議決が必要な契約については、請負仮契約を締結し、甲州市議会の議決が得られたとき本契約として認められるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 仮契約の相手方が仮契約期間中に対象案件の入札公告に掲げる競争入札参加資格を満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けた

場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないこととする。この場合において、市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(費用の負担)

第 18 条 入札書等の作成、提出に関する一切の費用は入札参加者の負担とするものとする。

(入札結果の公表)

第 19 条 市長は、入札結果を甲州市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要綱（平成 21 年 10 月 10 日施行）に基づき公表するものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、物品購入等及び業務委託に係る条件付き一般競争入札の執行に関し、必要な事項は、甲州市入札心得（平成 17 年 12 月 1 日実施）の定めるところによる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 71 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。